



# 埼玉県報

第 2757 号  
平成 27 年(2015 年)  
12 月 15 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 遠隔胎児診断支援システム導入業務の調達に関する入札公告（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道立川所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道所沢府中線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

# 規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第七十六号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

様式第一号の注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め

「  
本人等の  
確認の方法  
）」  
回覧表中

本人等の 確認の方法	(1) 運転免許証 (番号 ) (2) 旅券 (番号 ) (3) 健康保険の被保険者証 (番号 ) (4) その他 ( )
---------------	------------------------------------------------------------------------

「  
本人等の  
確認の方法  
）」  
回覧表中

に改める。

本人等の 確認の方法	(1) 個人番号カード (2) 運転免許証 (3) 旅券 (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ( )
---------------	---------------------------------------------------------------------

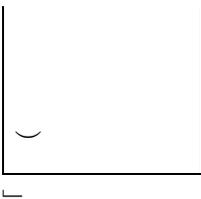
様式第四号の注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め

「  
本人等の  
確認の方法  
）」  
回覧表中

本人等の 確認の方法	(1) 運転免許証 (番号 ) (2) 旅券 (番号 ) (3) 健康保険の被保険者証 (番号 ) (4) その他 ( )
---------------	------------------------------------------------------------------------

「  
本人等の  
確認の方法  
）」  
回覧表中

本人等の 確認の方法	(1) 個人番号カード (2) 運転免許証 (3) 旅券 (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ( )
---------------	---------------------------------------------------------------------



に改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

## 規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一

部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付申請書

住 所																			
	氏 名	個 人 番 号										続 柄	性別	年齢	生年月日	職 業	健康状態		
要 支 援 家 族													中国残留 邦人等本人						
													配 偶 者						
同 居 家 族 の 状 況																			
家族のうち別の所に住んでいる者があるときはその者の名前と住所																			
資産の状況（様式第4号）				収入の状況（様式第5号）				関係先照会への同意（様式第6号）											
支援給付を申請する理由																			
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p>(宛先) 埼玉県 福祉事務所長</p>																			
※実施機関等												※町村役場							
受 付												受 付							
年 月 日												年 月 日							

注1 ※印欄には記入しないでください。

- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、様式第4号から様式第6号までの書類は支援給付を受けようとする者が記入してください。
- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県中央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
あしすと特定非営利活動法人
- 三 代表者の氏名  
細川 裕
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市宮前三百五十一番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・者およびその家族や高齢者の生活支援等に関する社会福祉事業、および社会的入院を余儀なくしている人の地域移行支援に関する社会福祉事業をおこなうこととする。また、誇りをもって地域で生きていくことができよう支援する事業をおこない、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 No Side

三 代表者の氏名

永田 敦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市長在家千六百七十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、「障がいの有無に関係なく、共働・共生ができるボーダレスな地域社会の創造」、「一人ひとりが集団の中でも存在価値を見出し、互いに認め合い、必要とされるような関係・環境づくり」、「限らない成長により獲得した力を発揮できる機会の提供」を行うなかで、地域に開かれ、地域に認められ、地域で生きていくことで「地域の顔」をめざし、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十一号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

遠隔胎児診断支援システム導入業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成29年1月31日（火）まで

### (4) 納入場所

埼玉県保健医療部保健医療政策課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ、営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課新都心医療拠点・医療プロジェクト推進担当 矢島、堀口  
電話048-830-2243（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記3(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月26日（火）午後1時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月25日（月）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県保健医療部保健医療政策課 平成28年1月26日（火）午後1時45分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年1月15日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

One set of Telemedicine consultation for fetal malformation

(2) Deadline for Submissions:

By the registered mail or in person: 5:00 pm, January 25, 2016

By the electronic bidding system: 1:30 pm, January 26, 2016

(3) Contact Information:

Public Health and Medical Policy Division,  
Department of Public Health and Medical Services,  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 330-9301  
Tel: 048-830-2243

## 告示

### 埼玉県告示第千三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市半田字西千百九十三―十三番地外

（変更後）ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社 取締役 須貝信

東京都中央区日本橋室町三丁目一番地二十号

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番地四号

（変更後）新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社 取締役 須貝信

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番地四号

#### ハ 変更年月日

平成二十七年一月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月四日

ニ 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年八月五日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八十三平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年十二月四日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社松村企画 代表取締役 松村嘉明

埼玉県北本市二ツ家一丁目三百五十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年八月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千九百九十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一九七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十七年十二月四日

## 二 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第千三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五―一

##### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四七四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三五六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

隔地駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

##### ハ 変更年月日

平成二十八年八月五日

##### ニ 届出年月日

平成二十七年十二月四日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>東京所沢線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>所沢市大字北秋津字府中道西一三九番一地从先から同市大字北秋津字府中道西一三九番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年十二月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年二月十五日埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三二・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

立川所沢線	路線名
所沢市大字北秋津字府中道西一三九番一地从先から同市大字北秋津字府中道西一三九番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十七年十二月十五日	供用開始の期日
平成二十五年二月十五日埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三二・五〇メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

所沢府中線	路線名
所沢市大字北秋津字府中道東一四五番一―地先から同市大字北秋津字府中道東一四五番一―五地先まで	供用開始の区間
平成二十七年十二月十五日	供用開始の期日
平成二十五年二月十五日埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三二・五〇メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第 秩 一 号
指定に係る 道路の種類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号
指定の年月日	平 成 二 十 七 年 十 二 月 八 日
指定に係る道路の位置	埼 玉 県 秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 上 和 田 四 百 十 五 番 五 、 四 百 十 七 番 六
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	三 十 三 ・ 〇 四 メ ー ト ル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第 秩 ・ 二 号
指定に係る 道路の種類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号
指定の年月日	平 成 二 十 七 年 十 二 月 八 日
指定に係る道路の位置	埼 玉 県 秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 遠 原 九 百 三 十 二 番 四 、 九 百 三 十 一 番 二 、 九 百 三 十 六 番 四 、 九 百 三 十 六 番 五 、 九 百 三 十 六 番 一 地 先
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	四 十 ・ 三 九 七 メ ー ト ル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六 ・ 二 〇 メ ー ト ル

## 告 示

### 埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

#### 一 日時

平成二十七年十二月二十一日 午後二時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

- イ 保有個人情報部分開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ロ 公文書部分開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ハ その他

# 告 示

## 埼玉県選挙管告示第七十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十七年十二月十八日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

## 1 監査結果に関する報告

### (1) 監査の対象事務

平成26年度・平成27年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### (2) 監査の対象機関 68機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南西部地域振興センター、西部地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、本庄県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
環境部	西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、熊谷児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所、衛生研究所
産業労働部	産業技術総合センター、中央高等技術専門校
農林部	本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場
県土整備部	朝霞県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、庄和浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所
病院局	がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、熊谷図書館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、加須げんきプラザ、大宮工業高等学校、杉戸高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、新座総合技術高等学校、鳩山高等学校、飯能南高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、岩槻特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園
警察本部	小川警察署、児玉警察署、深谷警察署、春日部警察署

### (3) 監査実施日

平成27年8月18日～平成27年10月30日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	吉見浄水場	平成 25 年度の「25 吉委第 10-2 号取水口堆積土砂等搬出業務委託」（1 回あたり単価 630,000 円）について、契約の履行を確認したにもかかわらず、1 年 8 か月にわたり契約保証金（37,800 円）を返還していなかったことは不適切であった。
病院局	小児医療センター	平成 27 年 4 月に締結した固定資産賃貸借契約（自動販売機設置のための建物貸付 2 件、合計年額 389,889 円）に伴う貸付料及び管理費について、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもかかわらず

		わらず、6か月以上、これを行わず貸付料等を納入させていなかったことは不適切であった。
下水道局	中川下水道事務所	行政財産の使用許可に係る使用料について、埼玉県道路占用料徴収条例改正に伴い使用料を見直し、変更許可をしなければならぬにもかかわらず、これを行わなかったことは不適切であった。

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部	保健医療政策課	平成27年10月9日 (第2738号)	<p>平成26年度の産業廃棄物等の収集・運搬及び処理業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成26年度の「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」（10,825,920円）及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」（1,998,000円）の一般競争入札について、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者としなかった。</p> <p>2 「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」を、入札又は見積合わせを行わず、一者随意契約した。</p>	<p>1 一般競争入札における落札者の決定方法について、課内研修を実施し、課員全員が再確認し周知徹底を図った。</p> <p>2 一者随意契約によることができるとして、課内研修を実施し、課員全員が再確認し周知徹底を図った。</p> <p>今回のような入札・契約を行う際は、担当ラインだけでなく、事前に総務担当にも相談して内容を確認し、合議をすることとし、課内におけるチェック体制を整えた。</p> <p>また、入札課や出納総務課、産業廃棄物指導課等の実施する研修に積極的に参加して知識の向上・保持に努めていくとともに、入札・契約にあたっては、上記の関係各課と綿密に協議して法令や財務規則等に則った事務を行っていくことを課内に徹底した。</p>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
企業局	総務課	平成27年10月9日 (第2738号)	<p>平成26年度の支出事務等について、次のとおり不適切な処理が行われていた。</p> <p>1 会議室借上げに係る賃借料7件について、契約による支払期限内、又は「請求された日から15日以内」に支払わなければならないところ、事務処理の放置や私費による支払の結果、当該期限からいずれも3か月から9か月支払が遅延した。</p> <p>2 外国において支払をする経費の資金前渡2件に係る前渡資金精算書を帰庁後5日までに作成しなければならないところ、それぞれ27日後及び43日後に作成し、また精算による残金を直ちに戻入しなければならないところ戻入せず、精算事務が遅延した。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、それぞれ以下のとおり行った。</p> <p>1 支払事務については、支払スケジュール表を作成し、例月予算の執行状況を確認するようにした。また、事務が遅延しないように支払事務集中タイムを導入した。</p> <p>2 資金前渡については、精算完了までの進捗管理を確実にを行うためチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。</p>